

令和2年4月8日

工学部および自然科学教育部（工学系）の学生の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症対策に基づく「専門科目」授業欠席の取扱いについて

熊本大学工学部長

熊本大学大学院自然科学教育部長

新型コロナウイルス感染症対策に基づく感染または感染の疑い等に伴う「専門科目」の授業欠席の取扱いについて、以下のとおりお知らせします。

本学における新型コロナウイルス感染症対策に基づき、以下の場合は大学を休んでください。

- (1) 感染が疑われる症状（発熱、咳、呼吸苦、咽頭痛、鼻水等）がある場合（注1）
- (2) 「同居家族」に(1)と同じく感染が疑われる症状がある場合（注2）
- (3) 検査の結果、患者（確定例）（注3）となった場合
- (4) 患者（確定例）との濃厚接触者（注4）となった場合（※判明した日から、14日間の自宅等待機）
- (5) 同居家族が患者（確定例）となった場合（※判明した日から、14日間の自宅等待機）
- (6) 同居家族が患者（確定例）の濃厚接触者となった場合（※判明した日から、14日間の自宅等待機）
- (7) 政府における検疫強化等の取組により予定していた時期に帰国または渡日できない場合
- (8) 「感染拡大警戒地域」から帰着した場合（帰着後14日間の自宅等待機、ただし通学を除く）
- (9) 海外から帰国・入国し、検疫所長の指定する場所での14日間の待機となった場合

(注1) 「健康チェックシート」で毎日健康チェックを行い、発熱等の風邪症状や新型コロナウイルス感染の症状から回復または自宅待機期間を過ぎて登校した後、速やかに工学部教務担当へ行き、「陰性であることの証明」または「健康チェックシート」を提示し「新型コロナウイルスに係る欠席届」交付の手続きを行い、届の写しを各授業担当教員へ提出する。

(注2) 「健康チェックシート」のその他の症状の欄に状況を記入して、(注1)と同様に提出すること。

(注3) 「患者（確定例）」とは、臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者

(注4) 「患者（確定例）」が発症した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する。）
- ・ 「患者（確定例）」が必要な感染拡大防止策（マスク着用、手の消毒など）をしていない状態で、2メートル以内で2分以上の会話や飲食を共にした者